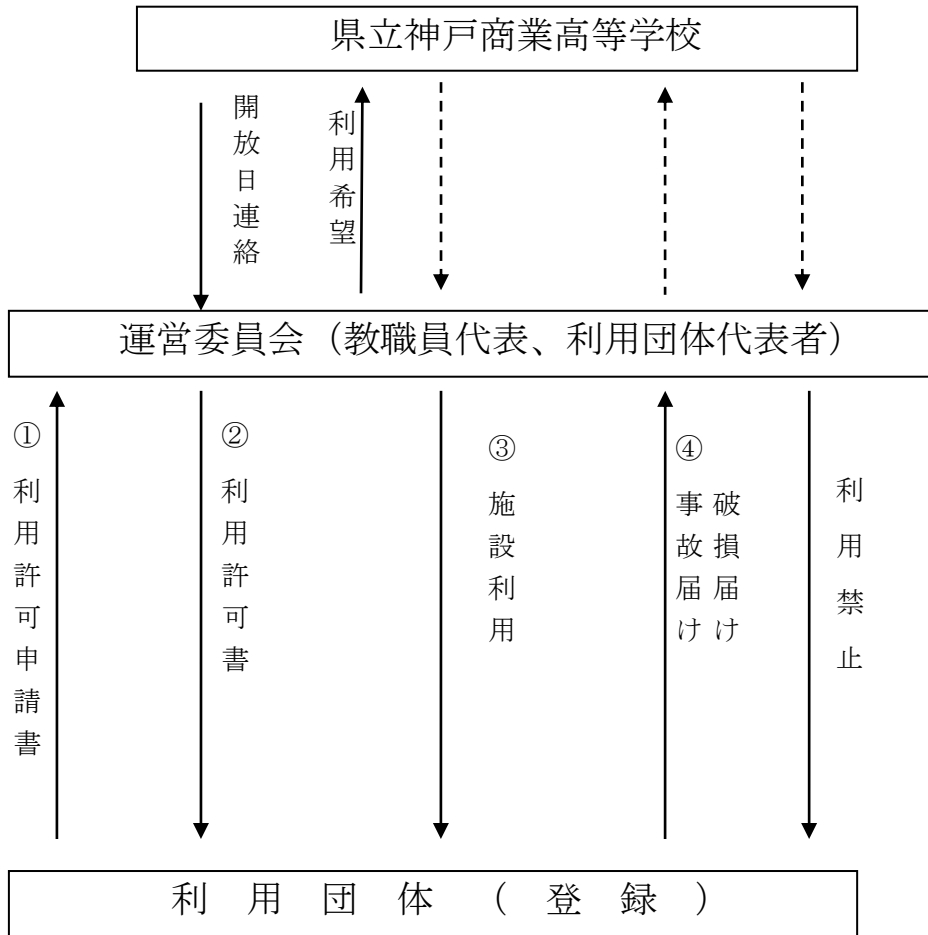


県立神戸商業高等学校体育施設(グラウンド)利用手続き



兵庫県立神戸商業高等学校 体育施設開放事業「運営委員会」規程

(目的)

第1条 この委員会は、体育施設開放事業を実施し、その事務の処理、並びに運営・管理を行うために設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、兵庫県立神戸商業高等学校体育施設開放事業運営委員会という。

(事務局)

第3条 この委員会の事務局を兵庫県立神戸商業高等学校内に置く。

(役員)

第4条 この委員会に次に掲げる役員を置き、当該学校の校長が委嘱する。

- (1) 委員長・・・・・・1名
- (2) 推進委員・・・・・・1名
- (3) 委員・・・・・・若干名

2 委員会は当該校の教職員、並びに利用団体の責任者又は代表者等で構成するものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 推進委員は、利用の受付及び開放学校との連絡調整、事務処理等を行う。

5 委員は、会務を処理する。

(任期)

第5条 役員の任期は、開放事業を実施する期間とし、原則として1年以内とする。

(運営)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、随時開催し、開放事業の実施及び事務の処理、並びに運営・管理に関して必要な事項について協議し、決定する。

3 前項の場合において委員会が協議し決定する事項は、県教育委員会の指示（通知及び実施要項等をいう。）に準拠しなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については委員長が定める。

(附則)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。